



セカンドオピニオン

株式会社百十四銀行

公表日：2022年1月14日

114 サステナブルローン フレームワーク

ESG 推進室

担当アナリスト：宇佐見 剛

格付投資情報センター（R&I）は、百十四銀行が策定した融資フレームワーク「114 サステナブルローン」フレームワークを評価対象として次の内容についてオピニオンを提供する。融資フレームワークについて「グリーンローン原則 2020」「ソーシャルローン原則 2021」「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²に対して総合的に評価した。オピニオンの構成は次の通り。

■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 百十四銀行の「114 サステナブルローン」推進に係るサステナビリティ方針
3. 「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンローン原則 2020」、「ソーシャルボンド原則 2021」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について
 - (1) 調達資金の使途
 - (2) 評価と選定のプロセス
 - (3) 調達資金の管理
 - (4) レポーティング
4. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」 及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について
 - (1) KPI の選定
 - (2) SPT の設定
 - (3) ローンの特長
 - (4) レポーティング
 - (5) 検証
5. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

百十四銀行は経営理念「お客さま・地域社会との共存共栄」の実現をめざし、「百十四銀行 SDGs 宣言」を2019年5月に策定した。宣言において地域における持続可能な社会の実現にかかる4つの重点テーマを設定している。

「百十四銀行SDGs※宣言」

百十四銀行は、経営理念に掲げる「お客さま・地域社会との共存共栄」の実現をめざし、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)を自らの企業行動につなげることで、持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

〈重点テーマ〉-----

<p>地域価値の創造</p> <p>地域の魅力を発掘し、それを発信することで地域価値を創造します。</p> 	<p>地域経済の成長・発展</p> <p>金融の枠を超えてお客さまと地域を徹底サポートすることで、共に成長する好循環を実現します。</p> 
<p>地域に住む人々の幸せの支援</p> <p>資産形成のサポートを通じ幸せな生活を支援するとともに、社会貢献を通じ地域活性化に取り組みます。</p> 	<p>誰もが活躍できる場の創出</p> <p>多様な考え方を受け入れ、従業員や地域の人々がいきいきと活躍できる場を提供してまいります。</p>  

※SDGsとは…

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに国際社会が達成すべき目標です。持続可能な社会を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されています。













[出所：2021.3月期ミニディスクロージャー誌]

経営理念の実現に向け、百十四銀行の役職員がステークホルダーと共有したい価値観や考え方を示した行動指針を始めとして、地域社会の一員として環境保全に取り組みつつ、顧客の取り組みを支援する方針としての環境方針、そして安心安全で豊かな社会を実現するために必要不可欠な人権の尊重に係る責務を果たすため人権方針を策定し、持続可能な社会の実現に貢献するとしている。

これらのお客さまと地域社会を中心とした考え方および ESG/SDGs に係る方針は、価値創造プロセスや実行計画としての中期経営計画へ明確に組み込まれている。また、2020年12月に「環境及び社会に配慮した投融資方針」の策定を行い、責任ある投融資を通じて、環境及び社会の課題解決に取り組む顧客とともに持続可能な社会の実現へ貢献する。投融資方針では、「再生可能エネルギー事業等脱炭素社会の実現に向けた事業」「水資源や森林資源の保護など生物多様性保全に向けた事業」「防災・減災、及び感染症予防、拡大防止に向けた事業」を積極的に支援していくことを明記している。

これまでの取り組みとして、「百十四 SDGs 環境応援ローン」「百十四 SDGs 応援私募債」の取り扱い、環境省による「地域 ESG 融資促進利子補給事業」と経産省による「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」に指定金融機関としての採択されるなどにより事業者支援を行っている。

大手企業中心であった ESG/SDGs に対する関心や取組は地域の中堅・中小企業にも広がりを見せており、同時に取り組み必要性に迫られている状況にある。ただ、取り組み方法や考え方がわからないという声が地域の企業には増えており、支援策として「百十四 SDGs 取組支援サービス」を開始した。

このような状況のなか、取引先の企業の資金調達において、サステナビリティファイナンスを選択するケースが増えており、ニーズも増加している。顧客のサステナビリティに係る取り組みを支援すべく、「114 サステナブルローン」を導入した。

R&I は本フレームワークが国内外で策定されているサステナビリティ・リンク・ローンに係る原則・ガイドラインに対する整合性³⁾について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

³⁾フレームワークの骨格や考え方及び業務プロセスを確認し、整合的であるかどうかについての意見である。

2. 「114 サステナブルローン」 推進に係るサステナビリティ方針

百十四銀行は持続可能な社会の実現に向けた方針として 2019 年 5 月に「百十四銀行 SDGs 宣言」を公表し、ESG/SDGs に係る取り組みを進めてきた。

実施年月日	内容
2019年5月	「百十四銀行SDGs宣言」を制定し公表
2019年10月	「百十四SDGs環境応援ローン」の取扱い開始 ※ISO14001、エコアクション21の認証取得の取引先企業が対象
2020年5月	中期経営計画「トライミライ」（2020年4月～2023年3月）公表
〃	「環境方針」「人権方針」をとりまとめ公表 SDGsの主要テーマである環境及び人権についての基本的考え方を集約
2020年7月	「百十四SDGs応援私募債」の取扱い開始 ※SDGsへの取り組みをしている取引先企業が対象
2020年12月	「環境及び社会に配慮した投融資方針」を制定し公表
2021年8月	「百十四SDGs取組み支援サービス」の取扱開始 ※取引先企業のSDGsの取組み状況を確認するサービス
〃	「令和3年度地域ESG融資促進利子補給事業（CO2削減目標設定支援型）（環境省）」「令和3年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金（経産省）」に係る指定金融機関に認定 ※環境省分は2019年度より、経産省分は2020年度より対応実施
2021年10月	「令和3年度地域ESG融資促進利子補給事業（ESG融資目標設定型）（環境省）」の採択とESG融資目標の設定について公表
〃	「百十四SDGs環境応援ローン」の商品性変更 ※資金用途をグリーンローン原則等に即した内容に変更
〃	気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同表明
2022年1月	「114サステナブルローン」の取扱い開始（予定） ※114グリーンローン、114ソーシャルローン、114サステナビリティ・リンク・ローン

本フレームワークはこれまでの取り組みを更に加速するべく、地域の中堅・中小企業に広がりつつあるサステナブルファイナンスに対するニーズに応えるため設定された。地域の中堅・中小企業が活用し、地域の中堅・中小企業の ESG/SDGs への取り組みを促進する。合わせてこの取り組みは百十四銀行にとって SDGs 宣言や投融資方針を実現していくものである。「114 サステナブルローン」は「グリーンローン原則」と「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に従いながら、中堅・中小企業が取り組み易く設定されている。また、国内外の原則・ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成に整合的である。

3. 「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンローン原則 2020」、「ソーシャルローン原則 2021」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について

百十四銀行は設定したフレームワークの「114 グリーンローン」「114 ソーシャルローン」組成に係る部分を「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンローン原則 2020」、環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」、「ソーシャルローン原則 2021」と整合的であるとしており、R&Iは原則・ガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心にグリーンローン／ソーシャルローンの4要素について評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当されるか。

百十四銀行はグリーンローンを「資金使途を環境面に配慮した事業に限定」したもの、ソーシャルローンを「社会面に配慮した事業に限定」したものと定義している。資金は設備資金に限定して新規資金として充当されるよう設計されている。リファイナンスは対象外である。

資金使途はそれぞれグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトに限定される。プロジェクトは原則・ガイドライン等を用いて、下記の8つ(グリーン7つ、ソーシャル1つ)のカテゴリーに区分し具体的なプロジェクトを例示している。これはグリーンローン原則及びソーシャルローン原則の事業カテゴリーに含まれる。

- A. 再生可能エネルギー
- B. エネルギー効率
- C. 汚染の防止及び抑制
- D. クリーン輸送
- E. 持続可能な水資源及び廃水管理
- F. 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した製造技術・プロセス
- G. 地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング
- H. 必要不可欠なインフラ・サービスへのアクセス

事業カテゴリー毎にプロジェクトの事例及び想定する対象事業の内容を具体的に示している。また、ソーシャルプロジェクトについては対象となる人々に想定も行っている。

資金使途がもたらす環境改善効果及び社会課題解決への効果について、顧客が自ら定量的に計測可能な指標及び測定を設定し、その方法を確認する業務フローを採用している。環境改善効果は定量化することを求める。カテゴリーにおける具体的なプロジェクトの事例においては、グリーンビルディングの環境認証のように閾値が必要なものについて設定がなされている。環境改善効果、社会課題解決への効果だけでなく、想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについて対応方針等の確認を実施することとしている。総合的な環境改善効果及び社会課題解決への効果は営業店及び信用力審査担当とは異なるソリューション推進部が評価する。同時にシンクタンクとして百十四経済研究所に対して妥当性についての評価を依頼し、その結果と合わせて最終的な判断を行う。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

百十四銀行は専用帳票を用いてカテゴリーやプロジェクトによる環境改善効果や社会的効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して顧客から事前説明を受ける。

③ 調達資金の用途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーン/ソーシャルローンである場合

百十四銀行が設定するローンでは、調達資金の用途がリファイナンスの場合は採用せず、複数トランシェは設定されない。

(2) 評価と選定のプロセス

① 環境面・社会面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

顧客はフレームワークに則ったプロジェクトに対して百十四銀行からグリーンローン/ソーシャルローンを借り入れることができる。フレームワークは顧客に対して環境面・社会面の目標の提示や原則等に示される事業カテゴリーに該当するプロジェクトを選定することを求める。百十四銀行は専用帳票においてプロジェクトの選定経緯を確認するプロセスを採用している。原則等が求める顧客により作成されたフレームワークによる事前説明とは異なるが、顧客自らの意志決定により、百十四銀行が策定するフレームワークに基づきローンを申し込むことは、原則等が求める評価と選定のプロセスの事前説明に相当すると評価できる。

② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、顧客が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善効果や社会的効果を確認する。また、選定された対象事業が顧客のサステナビリティ戦略を含む経営戦略に沿っていることを確認する。顧客の環境目標やサステナビリティ戦略等は、百十四銀行が主要顧客とイメージしている中堅・中小企業では、明確な形で策定している企業は必ずしも多くない。しかしながら、フレームワークを利用することで顧客は自らが行おうとするプロジェクトを通じて達成しようとする効果について、明示的に確認することができる。また、選定に当たっての専門性についても百十四銀行がその役割を果たすこととなる。これらの対応により、顧客がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められている。顧客に資金充当計画の提出を求める。資金は専用口座で管理し、その全額を特定のプロジェクトの支払いに使用することを顧客に求める。資金の支払いは、顧客の資金支払要請に基づき、資金用途等を確認した上で百十四銀行が支払に応じる。顧客はフレームワークを利用することで、実質的に原則等が求める資金管理と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時に顧客の応諾が得られた場合、プロジェクト概要等に関して公表する。融資期間中は年1回の頻度で所定の書式により、百十四銀行に対して①プロジェクトの概要、実施状況、②環境改善効果及び社会課題解決による効果、③プロジェクトへの充当金額、未充当残高について顧客から報告を受ける。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する体制となっている。

フレームワークが求めるレポーティング内容は、貸付人に対して報告されるべき事項を含む。環境省ガイドラインはグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。百十四銀行は顧客に対してローン組成時及び期中についてレポーティング内容を開示することを求めることとしており、対象顧客が可能な範囲でガイドラインに整合的な仕組みと評価できる。

② 環境改善効果・社会的効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークにおいて環境改善効果・社会課題解決による効果に係る指標及び算定方法を確認することとしており、その内容はグリーンローン/ソーシャルローンとしての適切性を判断するソリューション推進部によって確認される体制である。また、第三者評価をシンクタンクである百十四経済研究所からも得ることで、専門性についても担保される。

4. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」 及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について

百十四銀行はフレームワークによる「114 サステナビリティ・リンク・ローン」を「サステナビリティ・リンク・ローン原則」および環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」と整合的であるとしていることから、R&I はガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心にサステナビリティ・リンク・ローンの5要素について評価した。

(1) KPI の選定

① 設定される KPI

フレームワークでは顧客の事業活動におけるサステナビリティ経営戦略や経営目標を確認した上で、これに沿った KPI を設定する。顧客のサステナビリティに係る事業について事業区分の観点から、想定される KPI を設定している。事業区分ごとに想定される KPI についてガイドライン等の例示を用いて設定している。また、顧客には自ら計測可能な KPI を設定することを求める。

- A. 再生可能エネルギー
- B. エネルギー効率
- C. 汚染の防止及び抑制
- D. クリーン輸送
- E. 持続可能な水資源及び廃水管理
- F. 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した製造技術・プロセス
- G. 必要不可欠なサービスへのアクセス

② KPI の重要性

想定される KPI は地球環境保全に係る取組みを示すものが多く、特に地球温暖化緩和に対する貢献を図るものが中心である。緩和策はすべての企業にとって自社の持続可能性と社会の持続可能性に資する取り組みであり、重要な指標といえる。また、その他の KPI についても、百十四銀行はサステナビリティ経営戦略との関係を確認することで、顧客の事業を通じた社会の持続可能性に係る取組みに KPI が当てはまることを確認する。

KPI の選定に係るプロセスは、営業店が中心となって企業と対話したうえでソリューション推進部に対して専用帳票を提出し、KPI の重要性等に係る要件の確認を経て、ソリューション推進部が評価する。企業と直接対話する営業店が中心となることで、企業の持続可能性に係る取り組みを整理し、その結果を顧客と直接接しないソリューション推進部の担当が確認することに加え、シンクタンクである百十四経済研究所に断者評価を依頼することで客観的な判断を可能としている。

(2) SPT の設定

① SPT の概要

フレームワークにおいて SPTs は野心的かつ有意義なものとして設定されることが求められる。SPTs は企業の中核的かつ重要な事業領域のサステナブルな取り組みにおける数値目標と位置づけられている。SPTs は融資期間において原則年度ごとの目標として設定され、事業活動において達成可

能であることを求める。借り手の企業に対して自社のサステナビリティ目標と SPTs は整合性があることをフレームワークは求めている。

② SPT の野心性

SPTs の野心性はいくつかの観点から判断される。

- A) 国際的な基準や国、地方公共団体等が定める目標に沿っているか。
- B) 同業他社や業界平均値と比較して妥当性があるか。
- C) 取引先の過去の実績値と比べて妥当性があるか。

A 乃至 C の観点は原則やガイドラインが求める野心性判断に係る観点と同様である。百十四銀行では主な対象企業が中堅・中小企業であることを勘案し設定する。

③ SPT の達成手段と不確実性要素

百十四銀行は KPI・SPTs の設定のプロセスを通じて、サステナビリティ目標と SPTs の整合性や SPTs 達成が可能であることを確認する。不確実性はこのプロセスを通じて洗い出されるものと考えられる。

④ SPT の妥当性

SPTs の決定プロセスは対象企業と営業店及びソリューション推進部のコミュニケーションを通じて検討される。百十四銀行は積極的にその設定に関わっていく。SPTs の野心性・有意義性は専用帳票に基づきソリューション推進部の評価担当により判断される。加えて、シンクタンクである百十四経済研究所による第三者評価を加味することで、専門性を加えた評価が実施される。

原則やガイドラインは KPI・SPTs の適切性は外部レビューを取得するべきもしくは内部の専門知識を文書化したものを企業は提供するべきことを求めている。フレームワークの体制は百十四銀行のソリューション推進部とシンクタンクである百十四経済研究所の双方で評価を行うものである。百十四経済研究所は百十四銀行とかがわりの深い組織であることから第三者性は限定的ではあるものの、ソリューション推進部のサステナビリティ性の判断の担当共々、案件組成の営業担当とは切り離されており、原則・ガイドラインの要件に整合的な SPTs が設定される体制があると考えられる。

(3) ローンの特徴

フレームワークでは SPTs の達成状況の確認を原則年次で実施し、達成状況に応じて金利を引き下げる仕組みが設定されている。このインセンティブ設計は顧客に SPTs 達成への動機付けとして機能する。融資期間が長期にわたる等の場合、判定を年次ではなく隔年で実施する等の対応がとられる。達成時には金利水準を次の判定の間まで通常のコリから引き下げ、未達成時は通常のコリ水準を維持するか、または引き下げた水準から通常のコリ水準へ戻す。達成時の金利の引き下げは累積しない。

このインセンティブ設計は原則やガイドラインが求める通常的设计である。また、R&I は達成時の金利の引き下げ幅がインセンティブを生じさせるに十分な水準であることを確認している。

(4) レポートニング

フレームワークにおいてレポートニングは債務の履行が完了するまでの間、年に一度、SPTs の達成状況を所定の書式にて確認するものとして定められている。百十四銀行は顧客に対してローン組成時及び期中についてレポートニング内容を開示することを求めることとしている。

原則では公開は「べき事項」ではないが、ガイドラインにおいてはサステナビリティ・リンク・ローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。百十四銀行は個別ローンにおいて KPI/SPTs の適切性に係る確認を実施し、評価結果の公表を推奨すると

している。合わせてフレームワークによるローンは原則やガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことを企業に説明することとしている。ガイドラインにおける一般開示を要件とはしないなか、レポートの開示を推奨することで、顧客のサステナビリティにおける取り組みを推進するものとなっている。

(5) 検証

フレームワークでは百十四銀行が受けたレポートについて、百十四経済研究所が検証を行うものと設定されている。百十四銀行はこれに基づき SPTs の達成状況を確認する体制としている。百十四銀行はフレームワークに対するオピニオン（本オピニオン）の取得と百十四経済研究所によるローン組成時の KPI/SPTs の妥当性確認及びレポートの検証により、ローンにおける適切なサステナビリティ性を確認するフローを採用している。検証結果について外部公表はされないが、レポートと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象の「114 サステブルローン」は主に中堅・中小企業を対象として、サステナビリティに係る取り組みを推進することを目的として設定されている。「114 グリーンローン」及び「114 ソーシャルローン」は特定の資金使途が存在する企業に対して、その効果を自ら評価することを促し、かつサステナビリティに係る取組に限定して資金充当をすることが期待できる。「114 サステナビリティ・リンク・ローン」は企業にサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促し、目標(SPTs)を設定することでその取組を推進することが期待できる。どちらも規模や業種を問わず利用しやすく設計されている。フレームワークに第三者評価を取得することで、幅広い顧客へ原則やガイドラインと統合的な融資スキームによるサステナビリティファイナンスの機会を提供することを目的として策定された。グリーンローン原則 2020、ソーシャルローン原則 2021、サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021 および環境省ガイドラインの「べきである」事項及び各 Finance の定義について整合性を評価した。「114 グリーンローン」と「114 ソーシャルローン」においては適切な対象事業が選定され、評価される仕組みについて原則・ガイドラインが求める方法に沿って設定されている。評価と選定のプロセスや資金管理については、貸付人側からの設定となっているが、フレームワークに沿って借入を実施することで、顧客は原則・ガイドラインと統合的なファイナンスを実施することができる。「114 サステナビリティ・リンク・ローン」においては KPI/SPTs の設定方法やインセンティブ設計について原則・ガイドラインに整合的であることを確認した。KPI・SPTs の妥当性やレポートにおける情報公開に関しては、原則・ガイドラインに完全な適合性はとられないものの、統合的な考え方のもと設計されていると判断できる。以上より評価対象は、原則・ガイドラインに整合的である。

以 上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。